

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和7年度 第2回 松阪市障害者地域自立支援協議会全体会
2. 開 催 日 時	令和8年2月13日(金) 13時30分~15時37分
3. 開 催 場 所	松阪市福社会館 3階大会議室
4. 出席者氏名	(委 員) 寺本博美、久米徹、花井忠和、中島信哉、海住さつき 藤本利幸、八田久子、廣路雅之、小藤 潤、飯田あゆみ 小林俊子、福本詩子、三尾慎士、山中千聡、松田武己 (事務局) 谷中靖彦、青木覚司、山中一人、平野千里、小山賢司 深田信之、西洋平、島 優子
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	3名
7. 担 当	松阪市障がい福祉課 障がい福祉係 深田 TEL 0598-53-4082 FAX 0598-26-9113 e-mail: shogai.div@city.matsusaka.mie.jp

○協議事項

- ・第6期松阪市障がい者計画等について
- ・松阪市障がい者機関相談支援センターの設置について
- ・就労部会の設立について
- ・ワーキングチームについて
- ・その他

令和 7 年度第 2 回松阪市障害者地域自立支援協議会全体会議録

令和 8 年 2 月 13 日(金)
13:30～15:37分(2時間7分)

事務局(司会)

それでは定刻となりましたので、ただいまより、令和 7 年度第 2 回松阪市障害者地域自立支援協議会を開催させていただきます。

【～中略～(挨拶)】

事務局(司会)

これより事項書の議題に入りたいと思います。それでは、開会に先立ちまして、松阪市福祉事務所長よりご挨拶を申し上げます。

【松阪市福祉事務所長(挨拶)】

事務局(司会)

続きまして、事項書の 2 の議題に入りたいと思いますが、議事の進行につきましては、協議会運営規則第六条で、会長が議長となりますので、会長、どうぞよろしくお願いいたします。

会長

それではお手元の実行書に沿っていききたいと思います。まず第 1 議題ですが、(1)第 6 期松阪市障害者計画等につきまして、事務局の方からご説明がございますので、よろしくお願いいたします。

【(1)第 6 期松阪市障がい者計画等について事務局より説明】

会長

今の説明につきましてご意見、あるいはご質問がありましたら挙手をしてご発言をお願いします。

委員

アンケート調査の実施について教えてください。

障がい者が 1,600 人、障がい児が 400 人、一般市民が 1,500 人対象に調査を行ったとのことですが、これは全体の何パーセントにあたるのか、この人数の根拠があれば教えてください。障

がい者の対象としてサービスを利用している人としていない人がいると読み取れますが、これは無作為に抽出されたのでしょうか。あと、障がい者団体や支援団体にも調査を行ったとありますが何団体でしょうか。あと一つ、松阪市市民意識調査でも調査を行ったとのことですが、質問の内容を1つ2つご紹介ください。

事務局

対象者数は前回の対象者数をもとに設定したものでございます。それから事業所につきましては法人を対象に145法人、それから団体につきましては障がい者団体が6団体と、あとは障害者支援団体含めて併せて15団体を対象に行ったものでございます。市民アンケートにつきましては、市民意識調査という、毎年経営企画課が行っておりますアンケートの中で、行っておりまして、こちらは前回は障害者計画として単独でアンケートを実施いたしまして、その時は1,000人を対象に行ったところでございますが、今回は市民意識調査に併せて調査を行いましたので、3,000人の対象に行ったという話になっております。

会長

前回のアンケートの取り方がベースになっています。

事務局

アンケート調査の内容につきましては、基本的には前回のアンケート調査の内容をもとに、設定をさせていただいております。あと1回目の策定委員会の中で頂戴いたしましたご意見をもとに質問内容を変更追加したものがございます。

会長

計画そのものは基本的には策定委員会そのものに、職種の責任があるわけですから、事務局は報告ということなのかと思います。この協議会で認めないっていうわけにいかないし、協議会での承認は別にとにかくいらないでしょう。策定委員会が1つの案を出してくるわけでそれをベースにして、ここではそれについて不備な点、あるいはそういうことについての意見を申し述べるということにとどまるのかなあとは思いますが。

委員

このアンケートは、広くいろんな人に、出されていますが、前のアンケートを見たところ、これできますかあれできますかとか質問がありましたが、私の団体の人たちには全然できないという答えになるばかりですけども、私の団体には、本当に人数が少ないです。従ってそうことをできる方が、多数派になって、できない人は少数派になってしまうので、アンケートの全体結果を見て、障がい者に関するいろんなことを策定されるということは、私は少々難しいんじゃないかなと考えております。本当に重度の人は何もできません。でもアンケート見ると、重度の人も軽度の人もアンケートを出

していただいておりますが、重度の人の数も少なく、アンケートの全体像を見ながら障がい者の策定に関わってもらいたくないという気はしています。

事務局

アンケートは全体的な傾向とかをまずつかむというところもありますが、障害の程度というの本当にいろいろございますので、そこにつきましては集計の中を細かく分析する中で、どういう内容だったかというのを細かく分析していくことで、どういう課題があるのかというのを、分析していればと思っております。

会長

アンケートの取り方は議論しだすといういろいろあって、どこまで取ればいいのかと。それとも1つはどうしても対象になる方たちがやっぱり手帳所有者がメインならざるをえない。これは障がい者の統計をとるときも、これは大きな問題になっておりまして、実は財務省あたりでもそういう統計のとり方について、1つの大きな論文もあるぐらいです。どうやって統計を取るかということについてそういうような議論があります。細かいところまでやり出すと大変は大変ですが本当は、あまり偏りがいいような形で、アンケートをとらないと、アンケートの取り方っていうのは、場合によってはですね意図的にこういう答えを出すようになってこともあり得るわけで、統計学ってのは悪魔ですから、なかなか悪い方に行く可能性もあるので、そういうことはないようなところのチェックをさせていただくことで十分それは策定委員会の方と、あるいは企画の方で、考えて行っていただけると思っていますのでその辺ところは、もし危ないなと思ったら、声を上げて、大丈夫かというふうに声をかけていただければいいのではないのでしょうか。

委員

アンケートということは、不特定多数の人に出されるわけなんですけど、その中で、本当に私の会の人たちは、もう何もできない人が多いです。そういう中で、軽度の人たちと一律にアンケート取られても、答えることができない人がほとんどです。この人たちのアンケート結果を見ますと、できる方へマルしている人がほとんどです。だから、このアンケートをもとに色々な策定されるのは、ちょっと、物を申したいです。

事務局

その辺りは先ほど申し上げましたような形で、この回答をいただいた方についてはどういう回答だったかっていうところを絞っていくことで、その方が抱えておられる問題や課題を可視化して、それを計画の中で反映させていくことができれば、と考えているところでございます。

委員

アンケートを取って、不特定多数、人数の多い方が、福祉の策定をされるのは、私はちょっと無理かなと思って発言しています。本当に、私の団体は、少人数の中で、アンケートを取っても、何もできませんという人が、その中でも、本当に少人数です。私、前に結果を見せていただいたら、この人はこんなことはできないのに・・・という人が「できる」という選択肢を選んでしまうということがよくありますので、策定なさるときには、回答の多い方に加味して策定されるのは、ちょっと無理かなと思います。もう1つは、このアンケートは、市、障がい福祉課の方で作っていただいたんですよ。前にどこかの会社の人が来て、アンケートをとるということがあって、私そのときも申しました。何もわからない人がアンケート作って、そのアンケートの結果を見て、少人数であるため重視せず、人数の多い方を採用して策定されるというのはちょっと難しいかなと思ってます。回答内容とその回答をした人数には因果関係があまり関係ないと思うので、そこは十分考慮していただきたいなと思っております。

会長

アンケートの中身が全てを決定するわけではないので、これは1つのこういう人の傾向を掴むということであって、正確な数字を出すとなると本当にアンケートで全数調査やらなきゃいけません。そうすれば、全体像がはっきりと見えますが、おおよその感じとして掴むというこのアンケートはいろんな政策を展開していくための便法の1つなのかもしれませんけれども、決定要因があって、数が多いからこれでいきますってそういうふうな決め方ではないです。いろんな環境、いくつかの条件を勘案しながら、そして1つの計画を作っていくのであって、決定要因が1つだったらこれはわかりやすいことはないのですが、それは非常に危険なところがあるということで、それぞれ決定要素じゃなくてそれはあくまでも、当事者の方たちがどのような1つの傾向として見られるかっていうことを、全体はなかなかできないけれどもかなりの数の一部でもってそれを推測することができるというこういう統計学の便法でやってそれを見ていくということを理解していただかないと、委員の言われてることはよくわかりますけど、本当に、それで決められたら困ったものだっていうのはそれぞれ皆さん個人的な理由があって、当事者もそれぞれあるかと思しますので、そこまでは多数派の意見だけを採用するとは強く言ってはいないと思います。ただそういう、ブレーキは必要かと思えます。他に何かご意見ないでしょうか。

委員

私は策定委員でもあるので、本当はそちらで言うべきことかもしれないですけども、策定委員会が8月までなくて、自立支援協議会の中に、今の委員のお話の続きがあるのですが、何をもとにして計画を作るかっていうことで、アンケートに重点を置いてらっしゃって、アンケートも1つですけれども、まずその前期つまり、第5期の障害者計画、第7期の障害福祉計画、第3期の障害福祉計画の分析がどうだったかまず一番大事かと思えます。3年前6年前に計画を立てて、予測したのと実際に実施したものが違っていたかっていうのが今の実情であるので、それがま

ず大事かと思えます。このスケジュールを見ると、基礎調査のところ、分析報告書っていうのが資料の1なんですけど。2月から3月に出るって書いてあるんですが、これはアンケート調査の2番と3番のところですよね。まずその前期の計画に対する実績の分析みたいな、その報告書っていうかまとめは、まず出るのか出ないのか、もう出ているのでしょうか、出ているのなら策定委員の私はもう見てないといけないと思いますが、私が見てないのならまだ出ていないということですか。それを確認させてください。

事務局

スケジュール案の令和8年度に入ってくる部分で、4番の市の障害福祉を取り巻く現状と、課題の把握や分析で、シート、実施、とりまとめと書いてありますが、ここでこの現行の計画の実施状況の評価等を書く。担当課の方で出してきた結果を取りまとめて、第1回目の策定委員会の方で評価をしていただけるよう、順次進めていきたいと思っておるところでございます。

委員

つまり、骨子案と分析が同時に出るということですか。その順番はどうなんですか。

事務局

スケジュールといたしましてはそういった分析、アンケートの実施計画と、現行計画の進捗状況を8月に示させていただき、それから起こし案を作っていくという、計画からのスケジュール案としてはそうなっているところでございます。

委員

今8月というのは初めて聞きました。

会長

この8月までの間に、分析やとりまとめに時間をかけるようですね。PDCAを本当はきちっとやって早く出さないといけないんだろうけども、いままでの計画を白紙にするわけではなく過去から繋がってきてるはずだから、きちんとPDCAで評価をしないと、次に移れない。これは普通、常識的に考えてそういう話です。そこまでの分析、つまり前の計画についてどれだけの成果があつてどれだけのことができてなくて、どれだけ問題が起こったかってことを明確しないと、次の計画って本当はつけれないはずですよ。

委員

そういうこと聞いてるのではなくて、1つの会議に両方の資料が一遍に出てくるのですかということ聞いています。それは大変ではないですか。分析を掛けるときに1回、少し間をおいてまた1回というふうに回数を分けてもらわないと、策定委員はプロや専門職ではないのでそんなデー

タの分析とかそんな両方の資料をパツと見て分かるような人たちじゃないと思います。普通の市民ですよ。この8月に一遍に出してくるっていうのは無理があるんじゃないでしょうか。それは策定委員会でも分析を掛ける日を、今年度中に1回、そういう機会を設けられないかという意見が出たと思いますが、結局、やはり8月に一度に出すということですか。

事務局

スケジュール案につきましては策定委員会で示したスケジュール案でございます。ただ、委員も指摘されたように策定委員会の中でも、8月では遅いという意見はいただいております、お示しできるデータを用意できたら早い時期にぜひ開催いたしたいと検討いたしております。

委員

8月じゃないということですね、その前にあるということですね。

会長

委員、その話は策定委員会のほうでお願いします。

委員

策定委員会でその話をする委員会は8月までないから、自立支援協議会でやっぱり言わないと。

会長

ここで言ってもその辺はどうなるのでしょうか。それは策定委員会の中の話であって、この会は策定委員会ではありません。

委員

では、この話はいいです。次、何をもとに計画を作るかっていうのはアンケートと、前期の分析とあともう1つが、厚生労働省が出してくる指針でしょう。結局、この3つの計画の中で一番大事なのが、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画だと思います。サービス量とかを決める指針なので、ここに、結局松阪の実情にあって、例えば、今先ほどの委員が言われたように、困ってる人がいるから、そこにサービスが届くようになって計画してお金がそこに使われるよう決まるので、それはもうまだ決定は出てないですけど、私が見たところでは1月19日にも概要案というので多分これでいくなかっていうのが出るので、実際は、アンケートとか言ってますけど、結局これに基づいて運営していくと思うんですよ。前期のときの掛ける110%にしろとか、118%にしろとか細かいことが出るので、結局これで運営していかなくやいけないと思うので、これに関しては結構8月よりも早く出ますよね。なのでスケジュールは言うなっていうことですがけれども、何に基づいて計画を作るかっていうところで、アンケートだけじゃないので、すごくアンケートに時間かけて

いるようですが、アンケートで出たからって言って、国からお金をおりてこないから、結局障害者総合支援法に基づく障害福祉計画が大事だと思うので、これは早く出ると思いますから、それに関しては、早く策定委員会の方に知らせていただくとか、それに基づいて行こうという、骨子案が出る前に、少し出していただけるといいかなということを言っております。

会長

策定に関わることにしましては、あまりここでは深入りしないほうがいいだろうというのが、私の考えです。何か他にございますか。

委員

県の方でも同じことをさせていただいていますが、私のほうは、各立場の集約をしながら、来年度以降進めていくというふうにさせていただいています。しかし、松阪市の場合、私初めて委員をさせていただいて流れがわかりませんのでそれ以上は言えませんが、先ほどの委員さんたちが言われたことも然りだと思います。ただ市内でやることは自分たちの居住区でやるわけで、まず松阪市に関して、どういう問題があってどういうことをしていくかっていうのが、この場ではないかなと思ってます。県の方はそういう細かいことはやってないんですけども、全体の流れの中で、課題がこういうふうにし町から挙がってきました。また、たたき台をいただけてますけども、決まっております。いろんな流れの中でちょっと私のほうから、様々な内容をわかってませんのでちょっと言えませんが、やはり松阪市としての考え方があると思いますので、地域には、やはりニーズに寄り添ったような対策をすべきじゃないかな、方針を打ち出すべきじゃないかなと思ってます。偉そうなことを言っていますが、内容をわかっておりませんので、ちょっと執行部の方や委員さんでどうぞいろんな意見があると思いますけどもその辺をまとめていただきながら、会議のお方針を決めていただければと思います。

会長

ありがとうございます。きわめて正確な内容だと思いました。何か他のご意見等々はございますか。なければ、次の議題の方に進めていきたいと思っております。それでは2番目松阪市障害者基幹相談支援センターの設置について、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

【(2)松阪市障がい者相談支援センターの設置について事務局と受託者より説明】

会長

ありがとうございます。障がい者基幹相談支援センターの設置について、事務局及び受託者の方からお話ございましたけれども、何かご意見、ご質問等がございましたら挙手をしてどうぞ。

委員

質問なんですけど、児童の相談口は、はるとかこども家庭センターとかあると思うんですけど、市役所の1階に支援センターを設置されるということで、何人ぐらいの職員を配置する予定なのでしょう。地域共生社会実現ということで、相談に来られないときや、なかなか埋もれた問題を発見できないときなど、そこら辺はどう対応するのかなというところをお聞きしたいです。

事務局

児童も含まれます。障がい者の中に障がい児も含んでございます。あと職員体制につきましては現在4人の職員配備を予定しております。あと、埋もれた問題への対応ですが、今回基幹相談支援センターを設置いたしまして、これまでの障がい福祉に関する相談窓口と同時に、市役所の1階に事務所を置くことによりまして、まるごと相談室であったり、ひきこもり支援センター、教育委員会、高齢者支援などのネットワークづくりを図っていきたいと考えております。その中で、いろんな情報を共有しながら、様々な相談者への対応を行って参りたいと考えております。

委員

聴覚障がい者はコミュニケーションをとるのが難しいところがございます。聴覚障がい者の支援について、対応してくれる職員が聴覚障がいに対する理解、聴覚障がい者に接する機会やコミュニケーションツールの使用方法など、そのあたりの理解があるのかどうか。持っているのであれば、相談に乗っていただけるのかなと思うのですが。聴覚障がいの理解がないままでしたら、きちんとしたコミュニケーションできないと思います。皆様、聞こえる方同士でしたらコミュニケーションできるかと思いますが、私は障がいがあるので、時間がかかってしまうんです。そのあとはどのように考えられます。職員や支援員は、そのような、それぞれの障がいに対する知識がおりの方なのか、そのあたりの専門的な知識を十分お持ちであれば、相談に乗っていただけると思うのですが、そのあたりについて教えていただけますでしょうか。

受託者

まず、手話についてですが、的確に、リアルタイムに手話ができる人材が配置されるかという、そうではありません。ただ、AIや手話通訳さんを、活用という言葉には語弊があるのですが、手話通訳さんとの協働のもと、コミュニケーションが十分図れるようにということは、検討しております。また、これまでの総合相談センターのメールでも、聴覚障がいまたは視覚障がいの方に対してもご支援をさせていただいております。その方々ともこれまで、コミュニケーションを図ることができたということで、基幹相談センターを移行した場合でも、これまでの経験を維持できるように、また継続的に運行していきたいと考えております。

委員

聴覚障がい者に対して、手話通訳をつけるということですね。その手話通訳者はその相談内容についての専門的な知識を持っているかどうか。そのところをお伺いしたいです。

受託者

専門的な知識を持っておられる方もおられます。ただ、すべての方がそうではないということで、我々は、福祉に対する、理解があまりない方に対しては、事前に、しっかりと福祉に対する考えをお伝えさせていただいて翻訳していただくようにしております。ただ、多くの場合は、その対象者の身近な支援者、ヘルパーさんであったり、また、団体の方であったり、そういった方が伴走していただくことが多いので、福祉に対する、間違っただ手話通訳をされることがこれまでもありませんでしたし、またこれからはそういうことが起こったときにはしっかりとその手話通訳者様と、コミュニケーションを図っていきたいと考えております。

会長

もうこれは100%完璧な翻訳は誰しもが願うことであって、1つの理想ですけれども、可能な限り、それが無いと、今受託者の話もありましたけれども、今までの経験実績を踏まえてやっていかれていると思いますので、その辺のところはご理解いただければと思います。

委員

少しお尋ねをしたいと思います。よろしく願い申し上げます。昔と今では受託者も大分変わったのだらうと思いますけれども、視覚障がい者はですね、いずれ目が見えなくなりますよと、告知される時期があるんですけども、やはりそういうときに、医療から福祉への連携がないと、そこで引きこもってしまう人が出てきてしまいます。私もこういう役職をまだ10年しかしていませんので、詳しいことはまだ分かってなくて、まだまだだと思ってますけれども、本当に相談に行くと、どこまで答えていただけるのかじゃなくて、やはりドクターは今の状況がよくわかってるかもわかりませんし失礼な言い方ですけども、従前のドクターの方ですとやっぱり医療が中心ですので、福祉との繋がりがやはりわかりません。私もやはり障がい者ってということで、障がい者手帳をもらうにあたって、16ヶ月の猶予といいますが待機期間が必要なんですけれども、やっぱり証明書をもらえるまでの間にいろんなことが起こります。今はそういうことは少なくはなってますけどまだまだあると聞いてます。その時に、受託者に相談に行くと話を聞いていただいて、そこからどういうふうになるかわかりませんが、私たちがずっと、医療から福祉の連携ということでさせていただいてます。やはり、この問題にはこういう福祉支援がありますよと案内していただくのを受託者が担っていただいているらうと思ってます。それにつきましてやはり視覚障がいは、全盲の方はもう見えませんので、それはそれでいくということで、ある程度処理はできるんですけども。弱視の方はオープンだと言われますけれども、何か本当に自由にということ。一般の人と外見が変わりません。それ故やはりわかっていただけないということだったりしますので、やはり本当に大事な仕事をさせていただいておりますので、そういう視覚障がい者の人の立場を勘案していただき、考えていただきながら、上手くソフトランディングできるようなつなぎを、ぜひお願い申し上げたいと思います。私たちが福祉団体ですので、自立支援からいろんな生活支援までさせていただいてますので、達成できることもあると思いますけれども、また今後とも連携をさせていただければと。その

辺もちょっとお願い申し上げて、一つの大きなお願いということで申し上げたい。どうぞよろしくお願ひします。

受託者

貴重なご意見ありがとうございます。私たちは、障がい者というのを、ひとくくりではなく、お1人お1人、人格を持った、あとはその障がいの特性もまた違った個人であることを尊重して、尊厳を守っていく、そういった相談支援体制を、心得ております。先ほど、医療と福祉の連携というふうにおっしゃっていただいた点でも、私も、平成24年から始まった計画相談において、視覚障がい者の方と多く関わりを持たせていただけたこととなりました。その中で知ったこととして、医療が福祉を紹介しなかったということで、約10年間、福祉のサービスを受けずに、お1人で生活されてきた方と出会うことができました。その方は、福祉のサービスを使うことができなかったの、お食事は常にカップラーメンで、給湯器のお湯で召し上がっていたというような、そんな方もおられました。そういった方々お1人お1人、生活に困っていらっしゃる方、また、不便を感じられている方について、医療が福祉につなぐこと、また私たちも福祉も医療に相談していくことを積極的にして参りたいと思います。先ほど、連携というお話をいただいたのですが、我々、自立支援協議会の部会では、各団体様にお越しいただいて、各団体の活動であったり、また、この連携の回り方であったりを、それぞれの会長様から相談員にお伝えいただくということも、過去にして参りました。また相談員もたくさん増えて参りますので、そういった場でもまたお話をいただけるように、その機会を私たちの方で基幹相談センターとして、設けて参りたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

委員

基幹相談支援センターはまだかまだかと待っていたので、本当にうれしいです。ありがとうございます。自立支援協議会で事務局として、これから受託者は、基幹相談支援センターの構成員として関わっていただくという理解でよろしいでしょうか。

事務局

はい、その通りでございます。

委員

それから、あと運営目標のところなんですけど、これがすごく基幹相談支援センターの肝かなと思ってまして、この裏面の5つの目標とか見せていただくと、上から2番目権利擁護のところ、24時間以内100%というすごい数字が叩き出されてまして、児童相談所も48時間以内に行動するとなっていますが、ただ48時間は多分保護にまでいった時間と思うので、ちょっと計算の仕方違うかと思うんですけど、この24時間というのは24時間以内に、何をさせていただくという理解でいいのかということをお伺ひします。

受託者

確かにおっしゃるように児童虐待分野の中では、48時間以内の目視による安全確認ということが、厚生労働省で義務化されております。一方で、障がい者の虐待については、障がい者虐待防止法というのが運用されておりますが、その手引きが厚労省からも作られている中には、適切な、対応の目安時間は書かれていなくて、ただ、児童虐待の48時間ルールを参考にして、私は24時間以内とさせていただいたのですが、こちらについては初動ということですので、通報の受理後迅速な対応ということで、我々は虐待防止センターを持っておりませんので、市役所に虐待防止センターがございますので、そちらとの連携、まず第一報は24時間以内に、確実に取れるようにしていくということです。ただ、朝受けたものが翌日の朝なのかということについてですが、その虐待ということが、誤報という可能性もある、ということもありましてしっかりと、相談支援専門員や地域の支援者からの意見を確認した上で、市の方にはご相談をし、連携をとっていきたいというところが、24時間とさせていただきます。あくまでも迅速にということになりますので、最大が24時間ととらえていただけますと幸いです。

委員

あともう1つですねこれも権利擁護に関係あるんですけど、結局国の障がい者支援の指針というのが要するに施設から地域ってということで、入院期間を短くするとか、なるべく自宅に帰すみたいなこと特に精神科病院の病床を増やさないということが出て、そうすると、結局その今まで入院してた人に帰ってくださいと言わなければならなくなります。そこで、医療、医療的なケアはいるんですけど、生活上のケアがいる人いっぱいいて、そこがネックで地域に帰れないんですけども、そこで成年後見制度利用というのが出てくると思うんですが、今社協さんでやっていることと同じようなことをされるのか、或いは何かこう、別の事業でやっていかれるのか、社協さんだとその成年後見に繋がらないと相談所だということで、繋がっていくっていうのもあったりするんですけど、その辺との連携とかはどんなふうになってるんでしょうか。結構精神の人には、関係のあることなので、どこまで、この基幹相談さんに持っていけばいいのかというのをもう少々お願いいたします。

事務局

松阪市では成年後見センターを、社協の中に委託して設置をしております。成年後見を検討するとなりますと、社協のセンターで相談していただくことになるのですが、それまでのご相談とかは基幹相談支援センターで相談を受けさせていただいて、今後の対応を検討していくというところでございます。実際、成年後見を利用したいとなりますと、センターの方につなげていく場合もあると思います。

委員

ということは、断らない相談支援なので、相談を受ける中で、あなたは成年後見に行ったらどうですかみたいな方を発見していただいて、繋いでいただく場みたいな感じですか、イメージとしては。

事務局

そうですね、ご家族の中で成年後見をお考えであれば、手続きについてご案内をさせていただけると思いますし、成年後見センターをお使いになりたいということであれば、そちらに繋がせていただくことになると思います。

委員

結局使うんだったら最終的にやっぱり社協さんに行かないと、親族間で後見はできないという理解でよろしいですか。

事務局

親族間の後見制度利用であれば手続きを進めていただければいいかと思いますが、センターにご相談して進めていきたいということであれば、社協でやっておられる成年後見センターがごございますので、そちらを案内させていただくということでございます。

委員

期待していますのでよろしくお願いします。

委員

受託者が、要介護度を計りにきてくださったときに、その前にですね、こういう仕事をしてくださるということで、私その時随分反対したことは申し訳ございません。何もわからない人に、介護度を診にきてくださっても、どうしようもないんじゃないかということで、理解が全然できてない人に、この介護度どうなのっていう感じで。そういう感じで反対はしたんですけど、今ですね、私のところへは、受託者から来てくださる人と話し合いで、私もついて、息子もついて、話し合いさせてもらった結果、要介護度5をいただきました。その時に、私、もう完全に要介護度この子6だと思ってたんですが、軽く見ていただくというのはありがたいことだと思いますが、でも、他の人を見ますと、随分うちの子より軽い人でも走り回ってるような子でも要介護度6をもらっていて、どういうことということで、市役所へも行って、これはおかしいのではないかともう1回審査してください、ということで審査していただいたんですけど、審査の結果が、フォークでも何でも、食べるものを口へ持っていけるというふうなことだけで、要介護度5なんです。それは少し変ではないですか。それも、フォークをちゃんと持てる日もあるし、バーンと話す日もあるし、それから、机をひっくり返すぐらい、びっくり反射がありますので、ちょっとでも話すると、バーンとひっくり返すぐらいのこと

をする日もあるのでうちではもう固定された机でしか、食べさせていません。そんな状態で、マルバツだけで、要介護度を決めていただいたので、これちょっと変ではないかということで、申し入れをしております。今要介護6なんです。今もそういう、マルバツで決めてもらってるっていうことになってるんですよ。

受託者

このマルバツだけで区分が決まっていくかということ、そうではないんですね。1次審査、また、ドクターの意見書を踏まえた、2次審査という審査というか判定がありますので、我々はこどもというところでさせていただいてるのですが、その調査のみで区分が決まっていくわけではないということ、また、身体の機能だけで区分が決まるわけではなく、すべて全体像としてとらえているので、精神や心の分野や、また医療の分野についても項目がございます。その項目すべてを私たちが適正に、確認をさせていただいて、市役所に提出をさせていただいて、その判定を待つということになります。その判定の、「審査」と私たちは呼んでしまうんですが、その審査の状況についてというのは、私の方ではどのような審査が行われているのかわからないところではあるのですが我々は、事実を調査させていただくということを、こちらまず精度を高めたいというふうを考えての、また認定調査に、ご家族が立ち会っていただけるのは本当にありがたいというふうに考えてます。言葉を発することができない方々へも調査私たちはさせていただくので、身近なご家族、また支援者が立ち会っていただいて、状況を教えていただけるのは本当にありがたいことだと思います。ただ、そのご家族がいつまでも立ち会っていただけるかということそうではないということもありますので、できますれば、相談支援専門員と、ご家族様、協働していただきながら、その客観的な調査、区分認定をそちらに相談員もできれば立ち会っていただくと、より継続的に個々の状況がわかって良いのかなというふうに考えますので、また引き続きお願いいたします。先ほど申し上げたその判定についてというのが、我々受託者が報告、チェックをしたものだけ上がっていくわけではないので、こちらについては、市の方からご回答いただいたほうがいいでしょう。システム的なものをお知りになりたいですよ。

事務局

今お話いただいたのは、障害支援区分のことでいらっしゃるかと思います。障害支援区分と申しますのは、障がい者の方が障害福祉サービスでヘルパーのご利用ですとか、施設に入られるとかそういったサービスをご利用するにあたって、障害支援区分1から6までの段階がございます。介護保険も要支援から要介護1から5まであるのですが、それと同じように段階がございます。障害支援区分1が軽くて6が重いということです。今のお話ですと、ご自分のお子様よりも、随分軽い方重い区分6が認められて、ご自身のお子様は区分5で、しかも食事のところ、ほぼ食べるということで、そこが引っかかったということだと思います。仕組みにつきましては、今受託者の方からもご説明ありましたとおり、まずは概況調査ということで調査員が、その方の身体とか、精神とか、いろんな状況を調査させていただきまして、それと主治医の先生、意見書をもっ

て、それで審査会っていうところで、5人の委員様により協議をしていただきまして区分ってというのが決定されます。先ほどの食事のところ、食事介助につきましては、全部自分でできる自立という部分と、あと一部できるが一部支援という部分と、全部できない、全部介助が必要という3区分ぐらいに分かれてくるのですけれども、この一部できるというところが、とても幅が広くて、全介助というのは本当に胃ろうですとか、そういった全く食べられない方になってきますので、なかなかこの一部介助っていうところはかなり幅広くございます。ただ身体の部分だけではなく、先ほど受託者から回答いただきました通り、精神の部分ですとか、先ほど歩き回れる方っていう方ありましたけれども、例えばその方でも行動がなかなか見守らないと、やはりそれにとてもご支援がかかる方という場合もありますし、他の局面で支援が必要な方もありますので、見た目とかではちょっとわかりにくい部分ございますけれども、ただ仕組みとしてはそういった形になります。もし、やはりちょっと納得できないとか、そういうことがございましたら、遠慮なく、市役所障がい福祉課の方へご相談いただきましたら、また、お話を聞かせていただきますし、区分も再認定ということができまので、また何かございましたら、いつでもご相談いただきたいかなと思いますし、そういったお悩みを抱えてる方がお近くにごございましたら、また、教えていただきましたら、お話を聞かせていただきますので、また教えていただきたいと思います。

委員

何が良くないかという、マルバツで、この区分を決めてくるっていうのが私は納得がいかなかったんです。従ってさきほど教えていただいたみたいに、審査会とかいろんな所を通してもらって、やっていただくのは本当にありがたいと思います。それから本当にマルバツだけで決めないで欲しい、この子の生活状況を決めないで欲しいというのが私が一番今、言いたいことです。

会長

センターの設置そのものについて、いろんな相談要件があります。委員のようなご相談内容含めて、そういうものを全体として取り扱う、そういう場所ができたということなので、いろんな形でのご相談があるかと思います。そういうことをあらかじめ、委員の方から、こんなこともあるでしょうという1つの大きな例として挙げていただいたと思います。それでは3番目になりますが、就労部会の設立について、事務局の方からご説明をお願いします。

【(3)就労部会の設立について事務局より説明】

委員

部会にしていただけるということで、感無量でございます、本当にありがとうございます。特に精神障がいの方の就労について、このところ書いてありますけれども、もちろん全体的に身体の方であるとか、知的の方とかは、皆さん就労の関係もあるので、大きな括りではこの自立支援協議会の中で話し合っていくべきだと思っておりますけど、特にこの部会が必要だと思いましたの

は、制度の中で今独特の問題がありまして、福祉的就労だけではなく、一般就労までやる方が多いというところに、違いがあります。ということは福祉だけじゃなくて、労働のところ、だからハローワークさんとか、みらーちさんなどの連携がかなり必要になってくるので、部会があった方が、小回りがきいて、具体的な話し合いができるのではないかなと思いました。従って私たち、この部会を設置するにあたって、いろいろな方に、その時その時の課題に応じて、参加していただけるような部会にしたいというふうに考えておりまして、部会の一部のメンバーだけでずっとやるということではなくて、適宜関係ある方をお呼びし、事業者の方とか、団体の方とかに入っただいて、オープンな感じでやっていくというふうに何となくざっくりお話いただけるので、ぜひ皆さんもこれからもよろしく願いいたします。

会長

就労雇用関係の全国で今 70 万近くの方達が、実際にこういう民間で雇用されてるということで、様々な人口も増えてきてます。その辺いろいろ考えていただくそういう機会が増えるということは、決して悪いことじゃないということです。それでは続きまして、それぞれワーキングチームから活動の内容についてご報告等々がございますので、リエゾンさんから順番にお願いしたいと思いますよろしく願いいたします。

事務局

本日、三重県相談支援専門員協会、松阪支部リエゾン様ですが、欠席ということでございまして、事務局の方でコメントをお預かりしておりますので、簡単に読み上げさせていただきたいと思っております。三重県相談支援専門員協会、松阪支部リエゾンに所属される12事業所のメンバーの集合体で活動しております。相談支援専門員の質と維持の向上のため、スーパーバイズを行い毎月1事例について、各相談支援専門員で事例発表をしております。リエゾン所属の各事業所の支援状況や対応に困っていることなどの報告や相談をしております。あと、相談支援専門員協会から研修の案内などもしております。課題としましては、リエゾンに所属されていない事業所もございまして、今後の参加要件等について協議していきたいということでした。

会長

一通り全部をお話いただきまして、そのあと何かご質問ご意見があればお伺いしたいと思います。

委員

グロウスです。令和5年度に発足しました、松阪市児童通所系サービス事業所連絡協議会、通称グロウスの会と言われております。ちなみにこのグロウスというのは、英語で成長といいます。今年度で4年目を迎えております。グロウスの会では年4回連絡協議会を開催しています。今年度後半は第3回目は、11月に開催しました。グループワークで、利用者の支援に対して、課題

や困りごとを話し合いました。4 回目はこの 2 月の 24 日に開催予定で前回出てまいりました課題や困り事について話し合いをする予定です。またゲストとして、エールの会様松阪市社会福祉協議会様にお越しいただき、松阪市サポートブックについてお話していただくことになっております。

委員

ラナの部会長の飯田様より、活動報告としてお預かりしております。9 月 12 日に意見交換会として、利用者支援についてグループワークを行いました。同時に、市役所障がい福祉課より、障害支援法によるサービスの内容や、利用の流れなどを詳しく説明していただきました。12 月 2 日につばさ学園の先生であり、三重ピースサークル代表の石井先生を講師にお招きして、コミュニケーション支援についてお話をいただきました。3 月 13 日には、茶話会として開催を予定しております。ラナという語については、ハワイ語ということで、ゆらゆら漂う、また落ち着いた、穏やかな、というような意味を持って生活介護を利用されている方々をイメージした名称となっております。現在、こいしろの里さんが部会長、また、あゆかさん、向野園さんが副部会長として、運営していただいております。そちらの事務局として、マーベルとの共同をしております。

委員

じょいんです、よろしくお願いします。前回同様、会として全く運営できていない状態であります。今後は、医療的ケア児を中心にそういった研修などの取り組みをやっていきたいなどはおもっておりますが、なかなか、進んでおりません、とお伝えして報告させていただければと思います。よろしくお願いします。

【⑤地域生活支援拠点部会について事務局より説明】

会長

以上 5 つのワーキングチームからご報告がございましたけども、何かご質問とかご意見とかあれば、手短かにお願いします。

委員

地域生活支援拠点に関してなんですけど、これ前回は申し上げたんですが、さっきの基幹相談ができたのと同じ流れで、地域へっていう流れの中ですごく大事なことで、私これ無くして欲しくなくて、秋に担当の方に来ていただいて説明していただきました。それでもなかなかエントリーに結び付いていなくて、何故かというのをみんなで話しましたが、エントリーのハードルが高いんですよ。どこがというと、いざっていうときに、全然知らない人を引き受ける事業所がないので、事前にその個人シートみたいのをちゃんと出して欲しいし、体験入所みたいなのもして欲しいということをよく言われるのですが、それはスクリーニングだと思います。エントリーがスクリーニングになっ

ています。それはきちんとアセスメントしていただいたのスクリーニングだったらまだ納得いくんですが、例えばの話ですが統合失調症の人って結構時期にもよるけど、独り言、独語というのがありますが、「なんかうちの子、独語があるんですね」と言うと、「あ、独語の人はちょっと」みたいな感じでその独語というワードが出た瞬間にスクリーニングであなたはエントリーできないみたいな感じになっているのかなっていうのがあります。実際エントリーしたら、体験やショートステイにいらっしゃいますか、シートを出してくださいというのはわかるんですけど、とりあえずエントリーっていうものをしておいて、本当にちょっと家族の体調が弱くなったら、利用方法を変えていくみたいなふうにご利用者として思っていると思うので、エントリーのハードルをもうちょっと下げてください、体験ありきみたいな、絶対ショートステイ行ってくださいみたいな、何故かというとうる人かわかってないといざって時に引き受けてくれる事業所はありませんみたいなふうと言われると、じゃあいいですってなるんですよ。なのでそこはちょっと下げてもらって、もうちょっとエントリーしやすくしていただいたらいいのかなっていうのが、ちょっとこないだ、まつの会に来ていただいて、そのあと、みんなで話をしたんですけども、ちょっとエントリーしづらっていう意見が出たので、ここで申し上げます。以上です。

事務局

ありがとうございます。ご意見いただいたお話もお伺いしてる中で、エントリーのやり方っていうのは今後もいろいろ、検討していく必要があるかなと思いますけども、やはり前提としては、おっしゃるように、事業者さんもスムーズにできるようっていうのがベースで、事前にいろいろ情報、経験をしていただきたいというところがあるんですが、現在、登録されてる方でも、まだサービスを使われてない方もいますし、今後経験していければいいなあという形で、やってる方もいますので、そこはやっぱり、利用されている計画相談員と松阪市と、利用者さん事業者等も含めて、いろいろ話し合いを進めていければいいかなと思います。今後も検討して参ります。

会長

ありがとうございました。その他、まず、①松阪における障害者の虐待状況について、お願いします。

【①松阪における障害者の虐待状況について事務局より説明】

委員

養護者による虐待と施設従事者による虐待の統計を取られているんですけど、障がい者虐待は使用者による虐待もあったと思いますが、職場の人へ給料未払みたいなそういうのは統計をとられてないんですか。

事務局

使用者による虐待というのも実際ございまして相談っていうのもお受けしております。ただ、市としましては、虐待の報告をするに当たりまして、養護者によるものと、施設従事者等によるものを虐待のケースとして挙げさせておりますので、使用者による施設従事者に対する数値につきましては、集計をとってございません。

委員

ゼロだからとか取っていないのではなくて、そのケースは統計を取っていないんですか。

事務局

実際相談っていうのは実際受けておりますけれども、必要人に応じて、そういう専門機関、窓口とかには相談をおつなぎさせてもらうことがあります。

委員

就労部会ができますし、障害者の就労はすごく大事になってくるので、使用者の方もとってもらった方がいいと思うんですけど。

会長

確かに、今やっぱり、就労部会としてもやっぱりこう勤めてる人たちが、実際にいろんな形でありますから、例えば、私事ですが千葉にいる知り合いが今そういう状況に陥っております。そういうこともあるのでやはりそのデータとしてあった方が良いです。もしなかったらこれからやっていただくようお願いしたいと思います。その他何かございますか。なければ、②の方に移りたいと思います。令和8年度の委員の選出についてということでお願いします。

【②令和8年度委員選出について事務局より説明】

会長

それでは以下、チラシが3枚入っておりますのでそれに基づいて③④⑤一緒にやりますのでこの説明をお願いします。

【③第4回おしごとフェスタについて④就労移行働くミライ トーク交流会⑤要約筆記の体験会について事務局より説明】

会長

何かご質問ございますでしょうか。なければ、予定通り 30 分ほどの超過でございます。以上をもちまして今日の会議を終わらせていただきます。事務局お願いします。

事務局(司会)

本日は長時間にわたりましてご協議いただき、誠にありがとうございました。次回令和 8 年度の会議の開催につきましては、日程が決まり次第、開催通知をお送りしますので、引き続き来年度もお願いする委員の皆さまにつきましては、次回以降も大変お世話をおかけしますが、宜しくお願ひ致します。また、寺本会長におかれましては、円滑な議事進行を賜り誠にありがとうございました。では、以上をもちまして、令和 7 年度 第 2 回松阪市障害者地域自立支援協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。どうぞお気をつけてお帰りください。